

大田市告示第133号

大田市障がい児保育事業補助金交付要綱(平成23年大田市告示第81号)の一部を次のように改正する。

令和8年5月27日

大田市長 楫野 弘和

別表(第3条関係)中の「(3)(2)と同程度であると児童相談所長が判定した児童で、市長が保育の提供上特別な配慮を有すると認めた児童」を「(3)(2)障がいに関する専門的知見を有する者(児童相談所長、医師、巡回支援専門員等)が判定した児童で、市長が保育の提供上特別な配慮を要すると認めた児童」に改正する。

附 則

この告示は、令和8年5月27日から施行し、令和8年4月1日から適用する。